

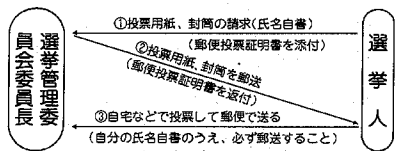
投票所とその区域

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区 本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1~3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1~3丁目	北上公会堂
第5投票区	山谷町1~3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
第7投票区	田家1~3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1~3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満願小学ミニテニスクラブ
第12投票区	結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B 荻島2~3丁目、中野1~3丁目	荻川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚瀧、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦奥野、出戸、四ツ野、子成場 藤曾根	小台小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小台地域活動センター
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新聞中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区 善道町1~2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1~3丁目	秋葉町内会館
第32投票区	金沢町1~4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1~3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1~2区、山谷南	さくさく保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1~3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、荻野町、車場4~5丁目 中野4~5丁目	荻川地区ふれあい センター機能訓練室
第37投票区	北上新田、さつき野町、北渦、川口	川口地域交流会館
第38投票区	車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目	車場公会堂

郵便による不在者投票ができる人

区分	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 身体障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 1級もしくは2級 である人として記載されている人
軽傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 身体障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 特別項症から第2項症 までである人として記載されている人 特別項症から第3項症

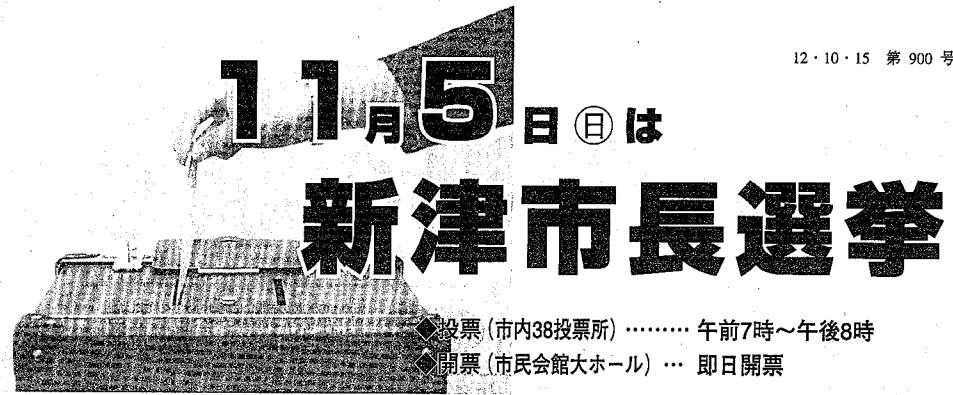
郵便による不在者投票の投票方法



新聞折込で選挙公報を配布
候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、十一月一日(水)の朝刊に折り込みなどで全世帯にお届けします。よくご覧になって投票の参考にしてください。

即日開票
十一月五日(日)、市民会館大ホールで即日開票されます。

問い合わせ
入場券や不在者投票など選挙に関することは、市選挙管理委員会(市役所3階、電話12111内線301)へお問い合わせください。



投票(市内38投票所) …… 午前7時~午後8時
開票(市民会館大ホール) … 即日開票

投票日・投票時間
十一月五日(日)の午前七時から午後八時までです。

投票の場所
投票所は、次の「投票所一覧表」のとおりですが、郵送される「投票所入場券」でもご確認ください。

なお、十月二十三日(月)以降に市内転居をされた人は、前の住所の投票所で投票することになります。

投票のできる人
新津市に住所のある日本国民で、要件は次のとおりです。
▼年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十五年十一月六日以前に生まれた人)
▼基準日(十月二十八日)前二か月以上新津市に住所があること(平成十二年七月二十八日以前から新津市に住所があり、住

入場券の送付
入場券は、十月二十八日(土)以降郵送でお届けします。もし入場券が届かなかったり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。

また入場券を紛失されたときでも投票はできますので投票日当日、直接、投票所の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を受けてください。

なお、入場券が届いた場合でも、投票日前に新津市から転出した人は投票できません。ご注意ください。

不在者投票
投票日当日(十一月五日)に、何らかの用務があつて、投票所へ行って投票することができない人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。

不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。
□期間 十月二十九日(日)~十一月四日(土)の毎日(土曜日、日曜日も含む)。
□時間 午前八時三十分~午後八時
□会場 市役所一階市民サロン
なお、不在者投票をされる人は、

代理投票・点字投票
身体が不自由なため、自分で投票用紙に○印をつけることができない人は、「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。希望の人は受付にお申し込みください。

上部の所定の欄に、あらかじめ用意してあるスタンプ印で○印をつけて投票する方法です。投票に当たっては、次のことにご注意ください。

▼○印を複数の候補者につけると無効になります。
▼○印のほかには×や△などの記号をつけても無効になります。

代理投票・点字投票
身体が不自由なため、自分で投票用紙に○印をつけることができない人は、「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。希望の人は受付にお申し込みください。

不在者投票
投票日当日(十一月五日)に、何らかの用務があつて、投票所へ行って投票することができない人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。

不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。
□期間 十月二十九日(日)~十一月四日(土)の毎日(土曜日、日曜日も含む)。
□時間 午前八時三十分~午後八時
□会場 市役所一階市民サロン
なお、不在者投票をされる人は、

郵便による不在者投票
選挙権がある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

次、右上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持つている人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。ご注意ください。

投票の方法
次、右下の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日(十一月一日)まで、「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の告示前でもできます。

不在者投票
選挙権がある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

次、右上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持つている人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。ご注意ください。

投票の方法
次、右下の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日(十一月一日)まで、「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の告示前でもできます。

不在者投票
選挙権がある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

次、右上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持つている人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。ご注意ください。

投票の方法
次、右下の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日(十一月一日)まで、「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の告示前でもできます。

不在者投票
選挙権がある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

次、右上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持つている人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。ご注意ください。

投票の方法
次、右下の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日(十一月一日)まで、「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の告示前でもできます。

お買物、ご用命は市内で

♥人と人との交流基地♥

カルチャーくらぶ

TEL 0250 (22) 3102
FAX 0250 (24) 1083

駐車庫・託児所
サービス有り

♥10月体験レッスンのお知らせ♥

<p>社交ダンス(初級)</p> <p>♪送迎車付きのグループです。</p> <p>♪5人まで150K。</p> <p>◎10/31(PM)1:30~</p>	<p>ジェムズとダイアゴナ</p> <p>♪ダイアゴナも英語レッスンです。</p> <p>♪明るく元気なJamsと。</p> <p>◎10/28(PM)7:10~</p>	<p>キッズ英会話</p> <p>♪小学生向けの日本語の勉強のレッスンです。</p> <p>♪楽しくて、ていねいなスタイルです。</p> <p>◎10/28(PM)3:30~</p>	<p>ブチ英会話</p> <p>♪あまさない工夫を凝らした人取り入れた英会話レッスンです。</p> <p>♪最新型英会話システム(英会話専用タブレット)もある最新のクラス。</p> <p>♪本格的なプロの教授法をマスターしているリッチ先生。</p> <p>◎10/28(PM)4:50~</p>
---	---	---	---